

竹永みつえ

～市民のいのち・暮らしが何より大切にされる

未来に責任を負う岡山市政をめざして～

1・市長の政治姿勢について

(1) 市民のいのちに責任を負う市長として、集団的自衛権行使の「閣議決定」の撤回要請を！

先の6月議会終了後の7月1日、安倍政権は国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の「閣議決定」を強行しました。これまで憲法上の歯止めとされてきた原則をはずした安倍政権の罪は重いと私は思います。

安倍首相は「日本が戦争に巻き込まれることはない」と言っていましたが、国会の集中審議では、従来の「戦闘地域」とされていた場所でも自衛隊の支援活動ができるとし、我が党小池議員の追及に「任務遂行の武器使用はある」と認めました。

また、明確な歯止めがあるとしながら「行使の要件である「明白な危険」は政府が判断するのであり、その判断は経済的危機や、日米関係に重大な影響があるということも要件になる」と答えました。戦後アメリカのした戦争に日本は反対をしたことはありません、縛りがなければアメリカの要請にこたえ、無制限な海外での武力行使になり戦闘に突入することになりかねません。

またこうした解釈改憲を一片の政権の、閣議決定で強行しようというやり方は、立憲主義をおおもとから、くつがえすことになり、断じてゆるされません。

このまま強行されることはまさに憲法違反であり、撤回をさせることが急務ではないでしょうか。

これは国だけのことではなく、市民のいのちを守る市長として許されないと他の自治体では首長が立ち上がり立場を鮮明にしています。東北では東北6県市町村長9条の会連合が結成され、「憲法9条の改憲こそ、市町村住民の安全・安心を脅かす最たるもの」と表明しました。また三重県松阪（まつさか）市長においては、「市民の当たり前の幸せ」「市民の命」が壊される生存権の問題だと国家賠償法で国を提訴する考えです。自治体の長としての勇気ある行動が党派を超えて賛同をよんでいます。

ア 市長はこういう首長の動きに対してどう思いますか？

イ 市長として「閣議決定」撤回の立場を表明すべきだがいかがですか？

(2) 消費税増税と市民生活について

消費税が増税されて4か月以上たちました。そのうえ様々な食品が値上げされ家計は悲鳴をあげています。市長は今議会の所信表明で、「消費税率引き上げの影響が次第にやわらぎつつあり雇用情勢が着実に改善するなど引き続き回復基調にある」と述べられました。

内閣府が8月13日に発表した4月～6月期の国内総生産は、物価の影響を除いた実質で前期比1・7%（年率6・8%）のマイナス成長となりました。大幅な落ち込みの主因は消費税増税で家計消費が5・2%もおちこみ、特に家電や自動車などの耐久消費財では18・9%の大幅減少となりました。この結果について、政府は、駆け込み需要の反動による減少で想定内との見解をしめしました。前回消費税率を3%から5%へ引きあげたあとの1997年の同じ時期のGDP低下幅は、0・9%（年率3・5%）で今回の落ち込みが大きい結果となっています。前は輸出の伸びが+4・2%、で緩和されましたが今回は輸出もマイナス0・4%です。また実質賃金は連続12か月連続減少しています。

先日私たちが取り組んだアンケートでも、2491通の返信のうち57%が「生活が苦しくなった」、78%が「10%増税反対」と答えており、「年金暮らしで、月4万9千円でやりくりしている」「年金が下がり、消費税が上がりこれ以上暮らしていけない、年寄りには死ぬというのか」「家計が大変、もっといいお肉や果物を子どもに食べさせてあげたいが見るだけで我慢！と食べ盛りの子に言っている」など切実な声が寄せられています。

岡山では有効求人倍率が上がったといいますがその中身は非正規雇用がほとんどです。

ア 市長は何を根拠に回復基調にあると思われているのか？

イ 落ち込みの最大の原因は個人消費の低迷です、もう暮らしていけないという市民の切実な声をうけとめ10%にすることは避けるよう国に意見を言ってもらいたいかがですか？

(3) 岡山市の財政について

「岡山市財政第16版」では行革大綱に基づき人件費削減と行革をすすめた結果平成25年度取り組み分を含め、390億円の効果があったとまとめています。しかし今後の税収や少子高齢化による社会保障費の増加等まだ予断を許さない状態とのことです。

そこですか？

ア 市収入の4割を占める市税収入は増収の見込みだとのことですが、消費税増税の影響は今後どのようにお考えですか？

イ 滞納整理と徴収強化するとのことですが、具体的に何をどうされるのでしょうか？

ウ この間、市債の借入額を抑制し償還額を増やすという計画的な返済で市民一人当たりの借金は減少しています。その努力は認めますが平成25年度から有利な起

債を活用しての公共事業が増えています。今年二月の本会議で「三位一体改革のような危惧を踏まえた我が党の質問に対し「不安定な臨時特例債の廃止を国に求めている」と答弁をされています。しかし第16版では平成47年には臨時特例債が三倍になるグラフが掲載されています。国の借金を増やすだけの臨時対策債頼みでいいのでしょうか？

エ 人件費比率は目標を前倒して達成しH25年度16.5%となっています。財政結果では人件費が減少する一方で物件費が増えています。派遣や委託などアウトソーシングが増えているのではないのでしょうか？

オ 公共施設等総合管理計画の策定にかんして総務省の試算の今後40年で改修・更新に1兆9000億円、1年あたり200億円の数字が独り歩きしているので聞こうと思ったのですが再検討すると答弁が先日ありましたので省きます。今後現実的具体的にお願いします

カ 市長の言う総量抑制が圧力にならないように情報公開と市民協働を大事に進めていただきたいと思います。どう具体的にすすめるのか？施設、地域ごとのワークショップもお考えなのか？

キ その予測が立たない限り、路面電車の乗り入れや、コンベンション、吉備線LR T化などの具体化は早いのではないのか？

(4) 原発 NO 宣言都市を！

九州電力川内原発に対して原子力規制委員会の審査書案が出ています。規制委員会は新規基準を満たしているかを判断するだけで、安全を保証するわけでないとは表明、政府は規制委員会の結果を待ち判断すると、一番大事な安全に対する責任がなすりあいのような実態です。そういう状況の中、現在のしくみでは規制委が審査したあと事業者である電力会社と地元自治体が合意すれば強行されます。「絶対の安全」はだれも保証できない中、長の判断にゆだねられるのです。

原発差し止めを認めた福井地裁判決は、福島の人たちが奪われた「豊かな国土と国民の生活こそが国富であり、原発は人格権が侵害される恐れがある」と言い切りました。

どんなに基準を満たしていてもいったん事故になるとどうにもならない、命の危険に直結するものなのです。原発そのものをなくし、原発に頼らないエネルギー政策をとることが次世代に責任をもつ選択ではないのでしょうか？

ア 市長は市民のいのちを預かる立場として「原発」は事故を起こさないと言い切れるのか？安全性を確保できるとお考えなのではないのでしょうか？

イ 最大の安全は、原発 NO の社会です、持続可能な社会を次の世代に手渡すためにも原発 NO 宣言都市になっていただきたいがいかがか？

(5) 米軍新基地建設はオールジャパンでストップを

ついに政府は、ボーリング調査を口実に沖縄県名護市辺野古の海を汚し始めました。しかも80%以上の沖縄県民が反対の声をあげている中、県民無視のひどいやり方です。防衛局は辺野古海域での本格的な工事着手の法的手続きが整ったとして、海底ボーリング調査を急ぎ年度内にも工事を着手したい考えで進められています。

作業ヤードは辺野古漁港に設置するものですが、名護市は漁港の使用を許可していません。しかし仲井真弘多（なかいま・ひろかず）知事は防衛省沖縄防衛局が提出した埋め立て本体工事に伴う岩礁破碎申請を許可しました。

そもそも沖縄県民の総意は「辺野古移設」の日米合意を白紙撤回し、普天間基地の無条件撤去だったわけです。県民の願いを投げやり国も県も住民のいのちより、環境より、アメリカの新基地推進を優先する立場でぐんぐん進んでいます。

ア 名護市が漁港の使用を許可をしないまま国、県が進めているやり方に対して同じ市長の立場としてどうお考えなのか？ご所見をお願いします。

(6) 岡山市がブラック企業になっていないか？

臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について。先の6月議会では私どもが調査した「若者の働き方アンケート」を報告させていただき、少し市役所での実態も紹介させていただきました。そのことに対して働く側のさまざまな事情があるので、雇用主としても多様な働き方をさせていただいているという趣旨の答弁を市長はされました。市長がおっしゃるように、正規、非正規、任期付短時間、嘱託、臨時などと本当に岡山市役所は多様な労働実態です。

不安定な雇用実態をゆえに生活そのものが不安定になっていることが全国的にも問題となっています。国でも、その実態を把握し平成21年度の通知以来久しぶりにこの7月に通知をだしました。任用根拠ごとの留意点が示され、特に任期を限った任用を繰り返すことで事実上、定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させることは避けるべきだと具体的なことが明記されました。

ア 臨時、非常勤について、市としてこの通知を受けて改めて改善したことはどういうことでしょうか？

イ 通知では社会保険および労働保険の適用について、雇用契約が日数をあけて再度行われる場合に事業主と被保険者との間であらかじめ任用の予定が明らかになるなど一定の条件をクリアすれば被保険者資格を喪失させることなく取り扱うことが明記されています。市の実態と今後の対応をお示してください。

(7) 農業について

安倍政権は、公約に違反したT P Pの参加、交渉の早期妥結に突き進んでいます。その一方でT P P妥結を前提に国内農政の改革にのりだしています。その中心的な内容は農業の競争力強化であり、農業の大規模化や企業参入の促進です。その企業の農地参入を拡大するための農地中間管理機構を創設し、米生産調整の廃止や大規模経営に絞り込んだ経営安定対策を打ち出しています。国の改革の主な内容は 農協つぶし、全国農協中央会の廃止、・株式会社化、農業委員会の実質的解体、農業生産法人の見直しです。

ア 市としてこの国の動きをどう把握しどう考えるのでしょうか？

イ 今年国連が定めた「国際家族農業年」です。家族農業こそ世界の農業の土台であり、大多数の農家が農業に励む条件を整えることが急務です。価格保障、所得補償、新規参入者への手厚い支援などどうお考えでしょうか？

2・市民のいのちを守る真の社会保障を

(1)「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定にむけて

6月、医療・介護総合法が成立し、介護保険法制度創設以来の大改悪となり、市民生活に大きな影響を及ぼします。岡山市も第6期の高齢者福祉計画・介護保険基本計画の策定に向けての議論が政策審議会が始まりました。できるだけ高齢者の生活が今まで通り維持できるように市としても独自の政策を盛り込んでいただきたいと思えます。

今回の改定では、要支援者からのヘルパー、デイサービスの取り上げ、利用料2割負担の導入、特養の入所要件が厳しくなるなどの改悪です。そこで伺います。(なにがどうかわるか表にしています、ごらんください)

ア 国の言う「今まで通りのサービスを維持する、「必要とする人」には専門的サービス提供をする」という対象はどう選ぶのでしょうか？既存の予防給付を受けている人は従来通りのサービスを提供する立場に市として立っていただきたいがいかがか？

イ 通所事業所について

ア) 先日我が党市議団が15事業者と懇談をしました。その際、通所デイサービス利用者の6割～7割が要支援者だとの実態を伺いました。現在通所事業所や訪問介護を利用されている要支援者の実態をどこまで把握し、その受け皿となる総合事業をする地域支援団体等がどの地域にどれだけあるか市として把握されているのでしょうか？

イ) 地域差もありますが受け皿としての総合事業が圧倒的に不足すると、今まで通りの通所事業所で総合事業を提供してもらいしかありません。そうなったとき、送迎は今まで通りしてもらえるのか？負担は増えないのか？

ウ) 国は、総合事業は2015年から17年までに実施するように言っていま

す。しかし、総合事業の事業費の上限は決められています。結局はどこにも行けない高齢者が増えてしまうのでは？

ウ 訪問事業について

要支援者の高齢者の訪問・通所介護事業が国の責任で行われる介護保険サービスから切り離され、市町村事業へ移行されます。掃除や買い物は専門職が携わる必要はないと国は言いますが、では介護職の専門性とはなんだったのか？重症化を食い止めるための専門的な生活援助を否定するのか？無資格のボランティアでよいのか？

エ 特別養護老人ホームについて

ア) 特別養護老人ホームの入居要件が来年4月から要介護3以上に限られます。もうすでに、申請抑制や窓口で拒否する施設もあるとある意味風評被害のような現場の実態を仄聞しております。要介護1、2の方は申請はできるのか？また受け付ける方も受け付けていいのか？確認させてください。

イ) 現在特養は約2800床ありその1割が要介護1、2の方の入居は1割だと伺っています。その方々はどうなるのか？軽度者になるとでなくてはいけないのか？

(2) 「医療・介護総合法」に関連して

医療介護総合法の成立で病院や有床診療所は病床機能等を県へ報告しそれをもとに将来の病床数の必要量等にもとづく構想を県が策定することになります。数字だけの把握は極めて危険です。現場では7：1看護体制の結果、人手が足りず受け入れができなくて「病床はあいてはいるが余っていない」というのが実情です。あいている数だけ把握されたら間違った構想になる可能性もあります。

ア あらかじめ市として各病院の詳細な調査をして実態をつかむ必要があるがいかにか？

(3) 生存権をまもる生活保護行政に

7月1日から改訂生活保護法が施行されました。「不正な手段により保護を受けたものへの厳格な対処」「給付水準の適正化」「正当な理由なく就労しない場合厳格に対処」という文言が具体的に明記されたものの、最低限度の生活を保障する、無差別平等に受けることできるとの法の基本理念、原則は変わっていません。岡山市もその認識に立ち、付帯決議・国の通知を徹底し、扶養義務調査などで人権侵害が起こらないようにしていただきたいと思えます。

- ア 生活保護基準と年末一時扶助が削減され生活保護世帯の生活は大変な状態になっています。これでは健康で文化的な生活ができないと全国で違憲をとらえ裁判運動が起こっています。せめて猛暑のときの電気代や、冬の灯油代など季節加算を市独自で実施する検討をすべきだがかかか？
- イ 就労指導などケースワーカーの役割もより求められています。せめて国基準一人80人を厳守できるよう増員をすべきと考えます、いかがでしょうか？
- ウ 就労支援事業についての効果は

(4) いのちを守る国保行政を！

全国で3番目に高いといわれていた岡山市の保険料が H25 年度決算で全国13位となりました。この間しっかりと医療費分析を行い予防、健診に力を入れる計画をつくったことや、なにより一般会計の繰り入れを続けてきたことで単年度赤字を生み出さない国保財政を維持してきました。当局、関係職員一丸となって推進してくださる努力にまず敬意を払いたいと思います。しかし滞納世帯が23000世帯を超え、短期保険証発行が6000件、資格証明書発行が2200件を超えるという深刻な実態です。その実態の分析をしないまま、岡山市は国保財政健全化計画で、まったく一般会計からの繰り入れをおこなわず、国からの交付金も降りないという最悪のパターンでシミュレーションをおこない国保財政危機をあおり、値上げありきの中身をしめしました。

短期間で60件を超える市民からのパブリックコメントは多数が反対という中、その声を無視して推進しています。

- ア なぜ滞納者が23000件もあるのか？分析をしているのか？無保険者や低所得者の実態をしっかり分析いただきたいがどうか？
- イ 減免は申請主義であり、制度が使える方も知らずに高い保険料のまま払えなくなっている方もいると思います。丁寧な制度の啓発をして申請しやすくしてほしいがかかか？
- ウ 貧困の実態は年々深刻です。恒常的な貧困者への減免拡充など手立てをとり払える保険料にして収納率を上げることが必要では？
- エ 先の国保運営協議会でも一般会計からの繰り入れはやむを得ないという趣旨の発言をされる委員がいました。全く繰り入れないシュミレーションは撤回し、社会保障の立場で政策的繰入をつづけていただきたいがかかか？
- オ H29年度に「国保の都道府県単位化」が国の制度で決まってしまうました。しかしそうすると加入者の実態がますますつかめなくなり、市として市民の命を守ることが困難になります。今からでも国に意見を！

(5) 「障害者権利条約」を活かした市政を！

2014年1月日本は障害者権利条約の141か国目の批准国となりました。これは日本政府が国の約束として障害のある人の権利についての国際的な合意事項を守ることを確約するものです。国際条約自体が批准されれば憲法と一般法との間に位置して基本法や個別法の改善、修正を求める役割を持つことができとても重要な意味となっています。そしてほかの者との平等という原理によって構成されています。

ア 批准国の意義を基本に市としても障害者施策に生かすことを確認したいがどうか？

イ またその関連で定められた「障害者差別解消法」を受けた市の動きはどのようにお考えか？

ウ ア、イの動きの立場に立つならば早急に障害者の65歳問題の解消に具体策を出すべきだがお考えをお聞かせください。

3・「子育てするなら岡山市！」といわれるように

(1) 子どもの医療費無料化拡大は市民の願い

子どもの医療費の通院、入院とも無料化の年齢拡大が検討会におかれ議論されています。すでに2回の会議が行われPTAなどの保護者代表は、年齢拡大をと言われ、医療関係者からはいわゆるコンビニ受診、時間外受診が増えることへの懸念する意見がでたとうかがいました。しかし子育て支援にとって共通の施策だという認識はどちらもあり、もう少し議論を重ねる必要があると思います。

全国一の子育て支援策だと群馬県では15歳以下の医療費の完全無料化を実施し5年たちました。その結果、医療費が無料だと安心して次の治療の予約をして帰る人が増え重篤化が明らかに減少、時間外受診件数は、前年度比92.7%に減少、虫歯処置完了者が急増と、子どもの健康を守るだけでなく医療保険財政にとっても有効だという結果がでてきます。群馬知事は財政難だが活力ある豊かな社会を築くための未来への投資だと位置付け思い切った予算付けをしたそうです。

ア ぜひ市長としても決断を！

(2) 就学前教育・保育について

今議会に、子ども・子育て支援新制度における基準条例の制定についての素案が出されました。若干国基準よりもよくなっているところもありますが、より良いものしたいという視点で質問します。

ア 乳幼児の面積基準は国基準1.65㎡は最低です、さいたま市は独自で5㎡以上との基準にしています。はいはいがゆったりできるようせめて3.3以上とすべきだが？

イ 保育士の数は満四歳以上の幼児おおむね30人につき一人以上とのことですが、

各園で子どもに必要な配置を行っています。現状からすると後退になるのではないかと？

- ウ 自園調理を原則とするは評価できるが特例はどんなときなのか？結果外部搬入を認めるのか？
- エ 家庭的保育の保育士数基準も国基準よりは多く設定されていますが、無資格者を認めていいのか？
- オ 来年度入園される方々への不安はどう解消するのか？
- カ ニーズ調査に対し国はみなおしを求めています。育児休業中などの方が保育見込み量からはずれます。これで待機児童解消につながるのか？
- キ 今後待機児童の考え方はどうなるのか？

(3) 学童保育について

今議会に設置条例が示されました、関係者は国基準よりもいいものに合言葉に、担当課等へ要望を出していたと仄聞しております。一応国基準よりは若干市独自のものを盛り込んでいますが、保護者や関係者の願いはまだ入っていないように思われます。

- ア 学童保育は放課後児童の健全育成と発達保障施設であり子どもの居場所として安心安全なものでなければならないという点で全児童対象の放課後子ども教室と根本が違います。条例に意義や理念をまずうたっていただきたいがいかがか？
- イ この条例設置で市の責任はどうなるのか？
- ウ 今90ある児童クラブのうち基準面積1,65㎡に満たない施設が11あり、条例では努力義務となっています。後退ではないのか？
- エ 計画をつくり整備するとのことですが、すべてできるよう期限をくぎったり、制度拡充などが必要ではないでしょうか？
- オ 職員の資質が問われています、児童補助員にも児童福祉に携わるもの、訓練を受けたものときっちり明記していただきたいがどうか？
- カ 学童保育そのものの施設がたりません、また6年までの受け入れを見込むときちんとした専用施設の確保が急務です。小学校、の空き教室の利用について教育委員会がきちんと位置付けるべきです。教育長ご所見を
- キ それでも困難な場合、賃貸で確保するための初期費用の補助が必要だがどうか？
- ク 来年の4月利用の申し込みについて情報がまったくないと指導員から不安の声が上がっています。説明会等市として正しい情報を伝えるべきだがどうか？

4・教育について

(1) 全国学力テストについて

2014年度の全国学力テストの結果が公表されました。岡山市は、平均正答率は小中の全8科目で全国平均以下に低迷。中三の平均正答率は知識の活用力を問うB問題で全国平均との差が大きく、特に数学Bは全国平均を4, 6ポイント下回ったとの結果です。

県平均との比較でも小6は4科目のうち3科目は上回ったが中三は同3科目で下回ったとの結果です。

ア 市長は学力テストを自分の立ち位置を知るために必要だと以前答弁されました。今回の結果では、例えば国語Aでいうと、小学校の都道府県の最高と最低の点差は8点ですが、ほとんどの都道府県が4~5点差の範囲に集中しています。ほとんどが大差がない結果で、順位を上げることにこだわるのが市長は重要だとお考えなのか？

イ 報道の結果、平均点を下回ったことを突き付けられた子どもが発奮したとは思えません。学校別の結果公表に何の意味があるのか市長のお考えをお聞かせください。

ウ 全国学力テストが始まって、現場で起こっている事態は、春休みまで宿題をだしたり、プリントが増えたと聞いています。今年4年生から確かめテストをさせています。テストのためのテストが行われているのではないかと危惧しています。現場を点数で縛るだけでなく、どの子にもわかる授業ができ、落ち着いて授業を受ける環境になるように、点数で現れない部分を分析して対処するべきではないでしょうか？

エ 結局は点数結果に一喜一憂し、学校、地域、保護者を分断させる学力テストは即刻やめる判断をしていただきたいがどうか？

(2) 頑張る学校応援事業について

頑張った学校に100万円という県の事業をうけて岡山市内から10校程度の学校を選択するとうかがいました。何を基準に選ばれたのか、公教育の現場で格差が起きていいのでしょうか？

5・ESD ユネスコ世界会議開催市にふさわしい環境行政を

ESD世界会議まであとわずかになりました。市民協働で「えーものを子孫の代まで」のとりくみがあちこちで展開されており頼もしい感じがしています。しかしその反面、岡山市がESD世界会議開催都市として世界に自慢できない動きが目立っています。特に産廃の許可の問題、新斎場用地にかかわっての問題の2点ではESDの理念と逆行する動きです。そこで伺います。

ア 御津河内にOMエコクリーンが計画している産廃処分場建設を市は許可しました。安定型の計画ですが安定5品目以外に付着物の混入を防ぐことは事実上不可能と

の各地の判例があります。岡山市においては付着物の混入を防ぐ保証はあるのでしょうか？

- イ 富吉の産廃跡地に新斎場ができる問題で、調査業者が決定しました。先の6月議会の本会議答弁で市民局長は、「現地調査、測量のたちあい、見学を希望される場合は作業に支障がない限り対応させていただく」と言われました。具体的にオープンな調査のためにどうするのでしょうか？

6・まちづくりについて

(1) 中心市街地について

ア 回遊性と路面電車の岡山駅乗り入れについて

イオン進出に伴い、市長が就任後目玉として発表した回遊性のパッケージの県庁通り社会実験が県警の反対によりできなくなりました。県警からは、歩行者中心には流れないこと、開店前にしても意味がないなどの指摘があったと伺っています。

ア) そもそもイオンへ来た人を回遊させるのではなく、客層は全く違うと考え、別のターゲット、まちづくり、商店街づくりが必要では？と私共は再三指摘させていただいておりました。イオンだのみではなく、だれをどのように回遊させどんな商店街づくりをしたいのかが明確にならないと失敗します。どのようにお考えでしょうか？

イ) 路面電車乗り入れに関しての4つのパターンが示されました、そもそも路面電車の駅の乗り入れは平成21年度に策定された岡山市都市交通戦略では長期的計画であり、吉備線の方が中期的計画と位置付けられていました。市長が回遊性のパッケージに位置付けたことでこの優先順位が変わったのか？いつどこでそうなったのでしょうか？

ウ) 路面電車を駅前に乗り入れることにより、誰をターゲットとし、どんな効果が見込めるのか具体的にお示しください。

イ 吉備線のLRT化について

ア) 吉備線のLRT化についても検討が始まりました。莫大な公費投入になる可能性が大きい事業です、市民に公費投入の妥当性はどうか示されますか？またこの事業をおこなうことにより住民のライフスタイルがどう変わりどう影響があるのか？まちづくりのビジョンも示さなければいけません。所見を。

ウ 市民会館、市民文化ホールの建て替えについて

ア) 市民会館・市民文化ホールは検討会の話し合いが終了しました。その結果をもとに今後どうされるのでしょうか。(割愛)

イ) まちづくりのコンセプトとして、本物の芸術・文化を発信できる場所にし、その要は市民協働だと思えます。鳥取市鹿野町で、行政が、劇団を誘致し「鳥の劇場」をつくり、そこでしか見れない文化と世界中から注目をあびています。新しい施設をつくるにあたり、誰を対象に何を目的にどうするのかのコンセプトがはっきりとし、市民を巻き込んで成功している、このまちのようなノウハウを学ぶべきだがどうか?

ウ) 公共施設等管理計画も策定する方向で議論がすすめられています、ハコモノの統廃合、集約化が言われています。この地域には2001席のシンフォニーホールがあります。まだ大ホールがいるのでしょうか?

エ) 市民病院の跡地に診療所をとという地域住民の願いがバツサリと断られました。昨今の医療改悪の現状や医師不足も踏まえ診療所断念という現実、地元住民は了解はしたが納得はしていないとの複雑な心境を語っています。行政不信を払しょくするためにも今後の跡地利用についてのお考えをお聞かせください

(2) 防災について

広島土砂災害から今日で三週間を迎えました。73名の死者という被害となりました。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに被害にあわれた方々に心からおみまいもうしあげます。ここも他と重なりましたので一点だけ。

(なぜあれだけの被害になってしまったのか?短時間の豪雨、もろい地質、深夜の発生が被害拡大の要因になったとも言われています。しかし広島県砂防課は以前からこの一帯が土石流による被害の想定される地域だと発表していたにもかかわらず市が土砂災害警戒区域に指定しておらず宅地開発を許可していたことも大きな原因ではないでしょうか?岡山も同じような真砂土のところが多く傾斜地の団地も多くあります、広島の教訓に学び、防災・防災に活かしていかなければなりません。)

ア 今回、自分の住んでいるところが危険区域だとは知らなかったといわれている被災者の方も多いと伺います。岡山市の場合住民への周知徹底、啓発は?(割愛)

イ 自分の住んでいるところがどうなのか調べるニーズにどう対応するのでしょうか?(割愛)

ウ 地域の特徴に合わせた土砂災害避難計画を立てさせるためのサポートを市がすべきだがどうか?

7・男女共同参画社会の推進について

岡山市は男女共同参画社会推進条例を市民協働で策定し、その後、推進本部がたちあがり、市のどの施策を推進するにあたっては男女平等に視点をどの立場で推進する気風が条例制定後は隔々に満ちていました。しかし最近薄れてきていると感じているのは私だけでしょうか？今年度は市がたてた特定事業主行動計画の最終年です。

(1) この計画には条例や推進本部の理念がいかされているのでしょうか？

(2) 仕事と子育ての両立支援についての相談を行う窓口利用の実態をお答えください。

(3) 平成22年から26年度までの後期計画においては、平成26年度まで男性職員の子育て休暇60%を掲げていましたが、平成24年度の45.5%をピークに激減しています。また、育児休業5%の取得率目標にたいしても平成22年度の2.8%をピークに翌年は0.5%に減り昨年度は1.7%です。これは職員採用3年凍結や行革との関係で取得しにくい職場となっているのでしょうか。結果をどう分析するのか？

(4) 私も介護度2の姑を自宅で介護しながら仕事をしています。国のデータによると在宅介護の介護者のうち約6割が働きながらの介護でありその介護者のうち半数が男性介護とのことですが、またこの5年間で介護のために離職した人は48万人です。市の介護休暇取得の状況はどうでしょうか？また取得しやすい環境にありますか？

(5) この計画の達成度をどう総括するのか？今後どうするのでしょうか？